

神田 2―1―8
電話 03―3256―8444

国際医療福祉大学教授（順和会）

7 日程（別表）

山王病院整形外科上席部長 南和文（日本相撲連盟副会長）

8 問い合わせ先

5 参加対象
中学校及び高等学校の保健体育科教員及び学校における運動部活動（相撲）の指導者（外部指導者を含む）。

④「相撲の安全管理Ⅱ」事故防止対策と対処法」

公益財団法人
日本相撲連盟

⑤「相撲の安全管理Ⅲ」基本的ルールと安全な用具・施設」

①「相撲の安全管理Ⅲ」基本的ルールと安全な用具・施設」

東京都新宿区
百人町 1―15―20

②「相撲の安全管理Ⅳ」基本的ルールと安全な用具・施設」

②「相撲の安全管理Ⅳ」基本的ルールと安全な用具・施設」

TEL 03―3368―2211
FAX 03―3368―0440

③「相撲の安全管理Ⅴ」武道必修化をより安全に進めるために、整形外科医が考えたこと」

③「相撲の安全管理Ⅴ」武道必修化をより安全に進めるために、整形外科医が考えたこと」

3368―0440

④「相撲の安全管理Ⅵ」基本的ルールと安全な用具・施設」

④「相撲の安全管理Ⅵ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑤「相撲の安全管理Ⅶ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑤「相撲の安全管理Ⅶ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑥「相撲の安全管理Ⅷ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑥「相撲の安全管理Ⅷ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑦「相撲の安全管理Ⅸ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑦「相撲の安全管理Ⅸ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑧「相撲の安全管理Ⅹ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑧「相撲の安全管理Ⅹ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑨「相撲の安全管理Ⅺ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑨「相撲の安全管理Ⅺ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑩「相撲の安全管理Ⅻ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑩「相撲の安全管理Ⅻ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑪「相撲の安全管理Ⅼ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑪「相撲の安全管理Ⅼ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

⑫「相撲の安全管理Ⅽ」基本的ルールと安全な用具・施設」

⑫「相撲の安全管理Ⅽ」基本的ルールと安全な用具・施設」

3368―0440

武道授業

実践の概要紹介

香川県における

中学校武道授業の充実に向けた取組

香川県は瀬戸内海国立公園の中心に位置し、温暖な気候に恵まれています。面積は全国で最も小さく、平地と山地はおよそ半々で、大小たくさんの島が存在します。

県内には68の公立中学校があり、武道の授業では柔道・剣道以外に弓道・少林寺拳法・なぎなた・相撲・合気道が実施されています。

中学校武道授業の充実に向けて行われた調査（平成26年11月実施）では、「さらなる研修の充実」と「地域の人材の活用」の2点をあげる声が多く出されました。

そこで、本県ではスポーツ庁の委託を受け「武道等指導充実・資質向上支援事業」を通して、教員の資質向上・指導力強化を図るために「武道を担当する教員を対象にした講習会の実施」とともに、「地域の指導者と連携した指導体制の整備」に向けた取組を行ってまいりました。

ここでは、事業の具体と成果等について報告いたします。



「お庭の国宝」とも称される特別名勝に指定された「栗林公園」

香川県教育委員会
事務局保健体育課

日程

9:30		9:50	10:00	11:00	12:00	13:00	15:00	16:00	16:30
2月 16日 (木) 第1日目	受 付	開 講 式	(1) 解説	(2)－③ 講義 【相撲の安全 管理Ⅰ】	昼 食	(2)－① 講義 【相撲の特性と 学習指導】	(2)－④ 講義 【相撲の安全 管理Ⅱ】	(3)－① 講義 【相撲の安全 管理Ⅲ】	
9:30		12:30 13:30				15:00		16:00	
2月 17日 (金) 第2日目	(2)－② 講義 【相撲授業の事例発表】 ※途中休憩はさむ				昼 食	(3)－② 講義・実技【指導案に よる指導例Ⅰ】	(3)－③ 講義・実技 【指導案による 指導例Ⅱ】	質疑 応答	

1 はじめに

本県では平成21年から平成27年までの7年間、中学校における「武道」の必修化に対応するため、「柔道」「剣道」の2種目の実技講習会を毎年開催し、各市町教育委員会と連携して、多くの教員が受講できるような働きかけを行ってきた。また、教員の適切な配置に向けて、講習会受講経験等を関係各課で共有してきた。

さらに、平成28年からは、体育活動中の事故根絶を目指した安全かつ適切な指導の在り方についての内容を研修に加え、指導体制の整備充実に努めてきた。

これらの取組により、多くの学校で学習指導要項の趣旨を踏まえた授業が実践されるなどの成果がみられるようになった。

ただ、これまでの成果を踏まえつつ、さらなる指導の充実に向け

効果的な講習会となった。

(2) ICT機器の活用についての研修

武道経験が少ない教員にとって課題となるのが、具体的な動きについての指導である。大切なポイントについて、どのように指導すればよいか理解していなければ、指導を充実させるだけでなく、安全な授業にもつながらない。

そこで、それらの課題を解決するために、授業において効果的にタブレット型端末などのICT機器が活用できるよう、講習会を開催した。

講習会では、受け身の指導の場面で大切なポイントについてICTを活用して、動きを連続撮影し、細かな動きのチェックを行った。ICT機器を活用することで、手や足をつくタイミングや位置等について理解を深めることができた。

受講者からは、次のような感想が出された。



ICT機器を活用した柔道講習会

て取り組む必要があると考えた。そこで、「武道及びダンスの必修化を踏まえた公立中学校の実施状況について」の結果を改めて分析したところ、武道の授業を実施するにあたり、今後の取組の要望として「さらなる研修の充実」「地域の人材活用」の2点を望む声が多くあげられていた。

このことから、本県ではスポーツ庁の委託事業「武道等指導充実・資質向上支援事業」の委託を希望し、今後さらなる指導体制の充実に向けて、「資質向上・指導力強化に向けた講習会の実施」と「地域の指導者と連携した指導体制の整備」の2点に取り組むこととした。

・自分の動きが確認でき、手のつき方が自分なりに意識できるようになった。

・画像を見ながら互いにアドバイスを送り合う活動が活性化した。

・受け身だけでなく、技をかける場面でも活用できそうだ。

・言葉での理解が難しい生徒に視覚情報を提供することは有効であると感じた。

また、研修を通して、「ダンス

2

資質向上・指導力強化に向けた講習会の実施

(1) 多様なニーズに応じた講習会の実施

講習会には、武道経験が少ない教員から専門の教員まで参加しているため、多様なニーズが存在する。そのような中で、充実した研修にするためには、それぞれのニーズに応じた研修を行う必要がある。

そこで、まず工夫したのが、講習会での指導体制である。武道経験が少ない教員と専門の教員が同じグループになり、小グループを編成した。専門の教員はグループのリーダーとなり、経験が少ない教員に対し、個別に指導を行った。そうすることで、経験が少ない教員の理解が深まるだけでなく、専門の教員もどのように伝えればよいか、改めて指導の在り方を考えるきっかけとなった。



剣道講習会

このように多様なニーズに応じた講習会を開催することで、より

3

地域の指導者と連携した指導体制の整備

(1) 武道指導者データバンクの作成

武道の授業を安全かつ円滑に実施するためには、担当教員の指導力向上とともに、地域の指導者を積極的に活用することが有効である。

そこで、学校からの要望に 대응するため、その基礎資料となる武道指導者データバンクを武道関係団体に依頼し作成した。

このデータバンクは地域の指導者の活用等についての要望があった際の、情報提供用として活用している。

平成28年現在、9団体141名の登録があり、武道の授業を安全かつ

聞かれた。

ICT機器を授業で活用することの効果と共に、積極的に授業に取り入れようとする意欲を高めることにつながった。

円滑に実施すると同時に、部活動での指導にも本データバンクを活用している。

(2) 地域の指導者と連携した実践「なぎなた」

～琴平町立琴平中学校～
①実践のねらい

琴平町は伝統的ななぎなたの盛んな地域で、スポーツ少年団や中・高等学校に部活動も存在する。また、地域には資格を有する指導者が多数いる等、生徒がなぎなたに触れる機会が多い。

そのような環境を生かし、全国トップクラスの生徒を指導してい

地域の指導者とのT・Tを通して、生徒の意欲・関心を高める授業の在り方を探り、学んだ礼法を学校生活に生かせるようにすることとをねらった。

具体的な実践としては、1年生では基礎技能を習得し、2年生ではその技能を生かした「リズムなぎなた」創作に取り組んだ。

②実践

授業では担当教員と地域の指導者との役割分担を明確にして実践を行った。

担当教員は、全体指導や思考に関する内容の指導を行い、地域の指導者は技術に関する内容を中心に指導を行った。また、技の確認を行う際には、地域の指導者が模範を示し、担当教員が解説を加え

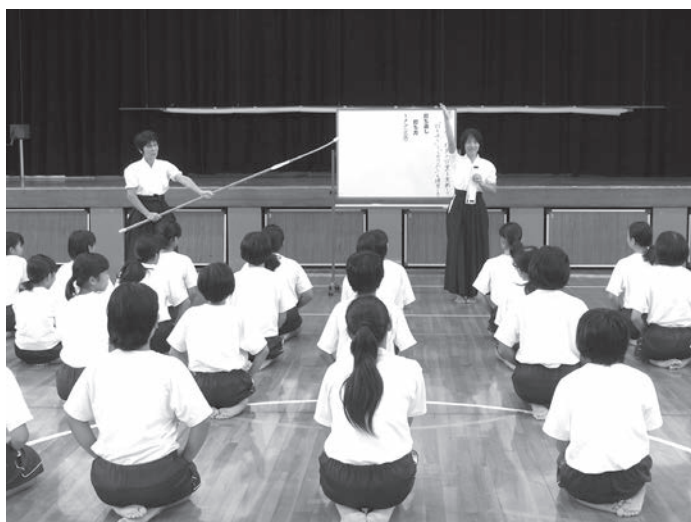
て指導するなど、それぞれ連携して授業に取り組んだ。

まず、1年生では、基礎技能を習得した後、2人1組で基本の技を組み合わせた「しかけ応じ」を行い、最終的には単元の終わりに実施する演技会につなげていった。

単元の初めに、礼儀作法や基本動作について指導を行う際、担当

教員が動きの説明、地域の指導者が模範を示しながら指導を行うことで、生徒は説明に併せて、動きを実際に見ながら理解することができた。担当教員と地域の指導者が連携して指導を行うことで、後の動きの習得につなげていった。

また、毎時間礼儀の指導を行うことで、基本動作の定着や武道に



なぎなた授業の様子

対する理解が深まり、単元の終わりに「しかけ応じ」の演技会を生徒が審判・運営して行うことができた。その際、審判する基準は担当教員が示し、地域の指導者は審判の方法や心構え等の指導を行った。

演技会の審判・運営を生徒自身で行うことで、正しく打突部位を打つこと、お互いの呼吸を合わせることなどを改めて意識することができ、武道の伝統的な考え方に

対する理解を深めることにつながった。

次に、2年生では、既習の技を組み合わせて創作活動を行う「リズムなぎなた」を教材とし、最終的には全校生の前で演技を発表する場を設定し、意欲的に取り組めるようにした。

まず、演技は全体で共通した動きを行う場合と、創作の場面を設定した。創作場面ではグループごとに既習の技を組み合わせ、演技の構成を行った。その際、演技の組み合わせ方の工夫やグループの

課題に関する内容については、担当教員が指導し、動き方などの技術的な指導は地域の指導者が指導するようにした。

そうすることで、グループで動きの組み合わせ方に関して意欲的に話し合う姿が見られ、グループの課題に応じてそれぞれの指導者に質問し、よりよい演技を作り上げていくことができた。

③成果

地域の指導者を迎える授業は、普段と異なり、「凜」とした空気の中で実施することができた。生徒たちは技能習得だけでなく、礼儀作法も身に付き、授業後も入退室の挨拶が継続されたり、物を大切に扱ったりするなど、普段の生活にも生かされるようになった。互いを思いやる心を大切にしながら日々の学校生活を送ることができ、学校全体によい影響を与えている。

また、地域の指導者から、授業の中でリズムなぎなたの演技会を

実施することを提案され、担当教員は生徒が意欲・関心をもって授業に取り組むことができるよう、単元構成の工夫や地域の指導者の効果的な活用を検討した。そうすることで、生徒が自発的に練習に取り組んだり、互いに教え合ったりするなどの変容がみられた。

4 おわりに

多様なニーズに応じた研修を積み重ねていくことが、安全に留意した上で、学習指導要領の趣旨に則った授業の実施につながっていると感じる。

さらに、地域の指導者と連携した武道授業の実施に取り組んだ学校では、全国体力調査において、武道の授業に対して「できた」と感じている者や、「保健体育の授業が楽しい」「運動が好き」「運動が得意」「運動は大切」の質問について、「好き・楽しい」等の肯

生徒たちは、地域の指導者がなぎなたの伝統を守り続けようとする熱い気持ちに触れることで、なぎなたの文化を再認識するとともに、地域の伝統を継承する一員であるという意識が育ち始めている。

生徒たちは、地域の指導者がなぎなたの伝統を守り続けようとする熱い気持ちに触れることで、なぎなたの文化を再認識するとともに、地域の伝統を継承する一員であるという意識が育ち始めている。

生徒たちは、地域の指導者がなぎなたの伝統を守り続けようとする熱い気持ちに触れることで、なぎなたの文化を再認識するとともに、地域の伝統を継承する一員であるという意識が育ち始めている。

生徒たちは、地域の指導者がなぎなたの伝統を守り続けようとする熱い気持ちに触れることで、なぎなたの文化を再認識するとともに、地域の伝統を継承する一員であるという意識が育ち始めている。

生徒たちは、地域の指導者がなぎなたの伝統を守り続けようとする熱い気持ちに触れることで、なぎなたの文化を再認識するとともに、地域の伝統を継承する一員であるという意識が育ち始めている。

(文責:宮崎 彰)

武道授業

実践の概要紹介

長野県佐久市における県立武道館の誘致と 武道指導（剣道）の実践紹介

佐久市教育委員会

当市では、研修センター（公民館）や武道館の老朽化、佐久消防署の移転整備の必要性といった喫緊の課題の解決や、駒場公園に隣接し市の中心部で良好な立地環境にある市有地の有効活用を図るため、この土地に「創錬の森」を整備する基本構想を平成24年度に策定しました。

「創錬の森」のコンセプトと整備概要とは

創・交流による絆づくり、学習による情報発信、子どもたちの人間力づくりなど「創」の機能を担う「研修センター（公民館）」を移転整備する。

錬・心と身体を鍛える・つくる、礼儀を身につけるなど「錬」の機能を担う「武道館」を整備する。

森・憩いの杜、長野牧場の唐松の道のような回廊など「森」の機能を担う「多目的運動場」「緑地」を整備する。

併せて、「人の健康づくり」「ぎずな健康づくり」を推進するとともに、避難場所として活用し、災害時の安全確保を図ることなど、市の施策展開における位置づけ・効果についても「創錬の森」整備構想に掲げております。また、市では、都市再生整備計画（佐久南部地区）を策定し、この都市再生整備計画の基幹事業の一つとして「創錬の森」に公園

を整備する計画を策定する中、平成26年度までに用地取得、敷地造成等を完了しました。

一方、武道館の整備については、平成25年度に入ると、市体育協会武道5団体をはじめ、長野県武道連絡協議会、佐久広域連合等により、県立武道館の早期建設について要望活動が展開され、また、県議会においても長野県武道連絡協議会、市体育協会から提出された「県立武道館の早期建設を求めることについて」の陳情書が全会一致で採択されるなど、県内において県立武道館整備の機運が高まってきておりました。

県では、このような県立武道館整備の機運の高まりを受け、平成26年度に「武道振興施設のあり方検討会」を設置し、この検討結果を受け「県立武道館基本構想検討会議」において、県立武道館の機能、規模等の検討が進められました。

このようなことから、市では、公共施設マネジメント基本方針の観点からも、県立武道館を「創錬の森」に誘致することで、県と市で共同し施設建設を行うことにより効率化が図れることから、県に対して、長野県武道連絡協議会、佐久広域連合、市議会、市体育協会等と連携し、「県立武道館の早期建設」と「佐久市への建設」について、積極的に誘致活動等を行ってまいりました。

県では、平成27年度に県立武道館基本構想に向けた方針を策定し、その建設予定地につきましましては、平成28年5月27日、基本構想の中で、当市猿久保の「創錬の森」に決定されました。県立武道館の積極的な誘致活動が実を結んだ形となり、当市としては、大いに歓迎する決定をいただきました。この決定は、長野県武道連絡協議会、佐久広域連合、市議会、市体育協会等、関係団体のご支援とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げます。「県立武道館基本構想」のスケジュールには、平成31年度中の供用開始を目指すとしております。市としましては、今後も県に協力し、一日も早く建設されるよう努めてまいります。



県立武道館イメージ図（提供元：長野県）



旧中込学校。明治8年に建築された、現存する最も古い擬洋風建築の学校の一つ。昭和44年3月に重要文化財に指定され、同年4月には国史跡にも指定される

佐久市立浅間中学校の 武道（剣道）授業実践紹介

1 はじめに

かつては中山道と佐久甲州街道の宿場町として栄えた佐久市は、長野県東部に位置しています。浅間中学校は市内でも商用施設の多い市街地にありますが、校名にもなっている雄大な浅間山を北に望むことができます。

本校の武道の授業では長年柔道を行ってきましたが、柔道場の広さが十分ではないこと、剣道専門の教諭が赴任したこと、開校50周年の機会に防具を購入できたこと等をきっかけに、平成23年度から剣道を行っています。

しかしながら、大規模校で活動

場所が十分ではないために1単元の授業時数が少なくなってしまうこと、剣道がそれほど盛んな地域ではないために剣道経験者が少ないこと（剣道部員も半数以上が初心者であり、剣道部員がいない学級も多くある。）から、いかに効率よく学習を展開して剣道の魅力に触れさせられるかが大きな課題です。

以下、本校の実践をご紹介します。

2

浅間中学校剣道授業の大まかな流れ

浅間中学校は、全校生徒767名（26学級）の長野県内有数の大規模校です。

体育の授業は男女合同で、同学年3クラスの約100人（3学年のみ4クラスの約130人）が同時に行います。よって、3クラス同時進行になる1・2年生の剣道は、マツト運動・ダンスと組み合わせる15

時間でローテーションするため、5時間しかありません。

一方、3年生はその3種目から1つを選択するため、15時間の単元となります。1年生で基礎・基本を学びながら剣道への興味・関心を高め、2年生で技の数を増やし、3年生でさらに発展させていくという流れで行っています。

3

授業の実際

1年生

堅苦しい、難しい、痛いなど負のイメージを抱きがちな導入段階で、いかに易しく・楽しく剣道に

出会わせるかは、その後の展開に大きく影響することから、1年生の授業においては「剣道との出会わせ方」を大きなテーマに据えて取り組んでいます。
具体的には、竹刀での新聞紙切

3年生

り、手ぬぐいを使った攻防や声出しゲーム、送り足での鬼ごっこなどゲーム的な要素を多く取り入れながら、剣道の基本動作や対人的動作を学ばせています。

また、防具の着装については2人1組で行わせ、自分で紐を縛ることにとらわれずに効率化を図っています。そうすることで、5時間の単元でも面・小手・胴の「一本打ちの技」を学び、その技を用いた互格稽古や簡易試合を行えるようにします。

2年生

1年次に「一本打ちの技」を学習した2年生は、「二段の技」や「応じ技」を学習します。「二段の技」は「小手・面」「小手・胴」「面・面」「面・胴」を、「応じ技」では「抜き技（小手抜き面、面抜き胴）」と「打ち落とし技（小手打ち落とし面）」を学習します。1年次同様、学んだ技を用いて互格稽古や簡易試合を行います。

3年生は選択制で15時間の単元を展開できるため、より深く学習することが出来ます。

具体的には、「しかけ技」では「払い技（表から払って面、裏から払って面、裏から払って小手）」、「出ばな技（出ばな面、出ばな小手）」、「引き技（引き面、引き小手、引き胴）」を、「応じ技」においては「すり上げ技（小手すり上げ面）」、「返し技（面返し胴、小手返し面）」を学習します。

稽古法も約束稽古に加え、打ち込み稽古や掛かり稽古も行います。また、試合においては個人戦、団体戦、対抗戦、トーナメント戦、リーグ戦など様々な形式を学習し、自分たちで試合の計画を立てて行うこともします。

足さばき（8の字）

- ・2つの障害物を置き、送り足で8の字を描きながら動きます。
- （8の字の前段階として、送り足で円を描きながら動きます。）
- ・「右足が常に前だよ」という一言だけで、自然と送り足ができます。
- ・最初は足下を見てしまいがちですが、「目付」の説明をすると、視線が徐々に上がっていきま



足さばき（8の字）





攻防を体感するゲーム

攻防を体感するゲーム

- ・一方が手ぬぐいを取る、一方が取らせないという攻防を行う。
- ・剣道のスピード感、集中力などを体感できる。
- ・手ぬぐいを取る時に「面！」と発声させる。



駆け引きを体感するゲーム

駆け引きを体感するゲーム

- ・手ぬぐいを引っ張り張ったり緩めたりして相手のバランスを崩す。
- ・体格差や性差（あるいは年齢差）を超えて楽しめる剣道のよさを話しながら行う。（左は女子同士のペア、右は男女のペア）



声出しゲーム

- ・恥ずかしさから大きな声を出せない生徒が多い時に行っています。
- ・2人組で1人が目隠しをして中央で待ち、もう1人が周りから大きな声でパートナーを呼びます。
- ・周りの声にかき消されないように、自然と大きな声を出します。



声出しゲーム



足さばき（スラローム）

- ・障害物をそのまま利用し、「8の字」の次にスラロームを行います。
- ・全員がゴールするまでの目標タイムを設定すると、足さばきが素速くなります。また、剣道は個人種目ですが、みんなで目標タイムをクリアするために一体感が生まれます。
- ・写真は1列分のスラロームですが、これを3列作って行っています。
- ・最初は足の動きに集中させて行い、慣れてきたら竹刀を持たせます。



足さばき（スラローム）



ます。竹刀の握り方や中段の構えについても併せて指導します。



新聞紙切り

新聞紙切り

- ・新聞紙を切ることで、中段の構え、振りかぶりと振り下ろしの動作、刃筋を学習します。
- ・切り終えた新聞紙を丸めてボールにし、それを打つこともできます。



ボール打ち（ドリブル）

ボール打ち（ドリブル）

- ・手の内の作用（打ちっ放しにしない感覚）を体感します。「新聞紙を切ったように相手に打たれたら？ ボールをドリブルするように相手に打たれたら？」と発問しながら、「痛い打ち」がどうして生まれるかを理解させます。

全体を通して

「剣道は一本の見極めが難しい」、「審判の仕方が難しい」という声を多く聞きます。その課題を解決するために、早い段階から生徒たちに試合や審判を行うことに慣れさせます。

例えば、素振りを学習したら、「素振りの試合」を行います。3人1組で1人が審判、2人が試合者です。審判は2人の素振りの出来映えを比べて判定します。

同様に、面打ちを学習したら試

合を行います。実際に打つ段階になると、「どちらがよかったか」という判定試合に加え、打つ度

に「有効打突かどうか」の判定を行わせます。有効打突だと判断したら「面あり!」と言わせます。5本中、何本が有効打突になったか、という競い方もできます。

このように早い段階から試合を仕組むことで、審判法に慣れたら、「一本の基準」が分かるようになったり、有効打突を見極める目が育っていったりすることが期待できます。

5

おわりに

導入例、防具の着装方法や片付け方など、剣道の授業を行う上で必要な要素が全て詰まっています。

展開例をそのまま利用することもできますし、各校の施設・年間指導計画・生徒の実態等にに応じてアレンジすることで、さらに充実した授業を展開できるはずです。

また、DVDも付いているため大変使いやすくなっています。(楽

しい導入や早い段階からの試合など本校で実践している内容も、この手引きを参考にさせていただいています。)

また、剣道専門の教諭がない学校では防具や竹刀の手入れも大きな課題となりますが、この手引きには長野県剣道連盟県内19支部の連絡先が掲載されており、そこへ連絡すると相談に乗っていただける体制も整っています。

4

課題とその解決に向けて

武道必修化を目前に控えた平成23年度末、長野県では長野県教育委員会事務局スポーツ課を中心

に、長野県剣道連盟・大学教授・高等学校教諭・中学校教諭らが編

者となり、『剣道学習指導の手引き』を作成しました。

この手引きには、学年別の学習内容・指導案、剣道の歴史や授業での約束事、ゲーム的要素を含ん

剣道の授業を行う上では、施設・用具・専門的知識など多くの課題を抱えがちです。だからこそ、学校・地域・競技団体等が自然と連携しやすくなります。

みんなで生徒を育てることができたらすばらしいです。剣道の楽しさを少しでも多くの生徒に広められるよう、連携の輪を広げていきたいと考えております。

好評発売中

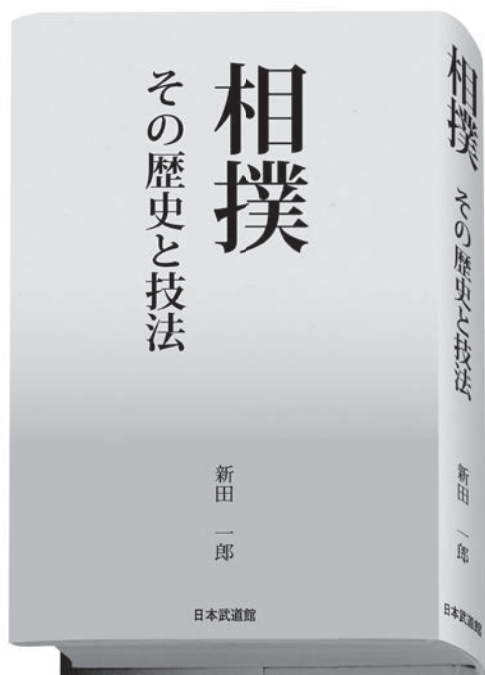
相撲

その歴史と技法

東京大学大学院法学政治学研究科教授
新田 一郎 著

相撲の成立から現状を経て将来像へ

相撲の成立から、現代相撲の基本的な条件が整うまでの歴史の概略をたどり、相撲技術の歴史的な変遷について概観する。
「相撲はどこから来たのか、相撲とは何か、相撲はどこへ行くのか」を問う著者渾身の一書。



四六判・上製・422頁・2,400円＋税



目次

序論 相撲とは何か	第一章 「公認相撲規則」の構造
第二章 「相撲」の様々な輪郭	第一部 相撲の歴史と技法の変遷
第三章 相撲の源流	第四章 相撲の成立
第五章 相撲の非「武技」化	第六章 相撲の流布と職業的相撲人の登場
第七章 「土俵」の成立	第八章 紀州相撲の技術革新
第九章 「相撲四十八手」考	第十章 「まわし」の変遷
第十一章 相撲故実の仕組み	第十二章 「スポーツ」との出会い
第十三章 「武道」と相撲(上)	第十四章 「武道」と相撲(下)
第十五章 体育としての相撲	第十六章 「国技」としての相撲
第十七章 現代相撲の技術的条件	第十八章 現代相撲の基本的条件
第十九章 相撲の技法の分析枠組	「立合い」の条件変化
第二十章 現代相撲の基本技術(その一)	現代相撲の基本技術(その二)
第二十一章 現代相撲の基本技術(その三)	現代相撲の基本技術(その四)
第二十二章 現代相撲の基本技術(その四)	第三部 変化の胎動
第二十三章 アマチュア相撲の成熟	第二十四章 相撲の国際化と技法の複雑化
第二十五章 「体重別制」の示す可能性	第二十六章 普及と変革の構想
第二十七章 相撲の将来像	終章 相撲の将来像



編集・発行 日本武道館

〒102-8321 東京都千代田区北の丸公園2-3
ホームページhttp://www.nipponbudokan.or.jp

お問い合わせ・ご注文は
日本武道館出版広報課
までどうぞ!

TEL03(3216)5147
FAX03(3216)5158